

# 漁場計画内容（素案）

（令和6年9月1日免許）

佐賀県有明海区

区 画 漁 業 権  
( そ の 1 )

### 3 区画漁業

- (1) 公示番号 別表第1のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
  - イ 漁業の名称 別表1のとおり
  - ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
  - エ 漁場の位置 別表第1のとおり
  - オ 漁場の区域 別表第1のとおり
  - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表第1のとおり
- (3) 制限又は条件 別表第1のとおり
- (4) 免許予定日 令和6年9月1日
- (5) 申請期間 令和6年6月17日から令和6年7月16日まで
- (6) 関係地区 別表第1のとおり

#### 備考

存続期間 令和6年9月1日から令和10年8月31日まで

別表第1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分14秒 東経 130度13分35秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分52秒 東経 130度13分25秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1172号
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分20秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分20秒 東経 130度13分16秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1173号
有区第1174号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分19秒 点イ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分19秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分11秒 東経 130度13分03秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1174号
有区第1191号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分43秒 東経 130度12分43秒 点オ 北緯 33度08分44秒 東経 130度12分45秒 点カ 北緯 33度08分50秒 東経 130度12分44秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1191号
有区第1192号	のり養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分48秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分45秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1192号
有区第1194号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分04秒 東経 130度12分54秒 点イ 北緯 33度07分43秒 東経 130度12分56秒 点ウ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分45秒 点エ 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分43秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (9) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (2) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1194号
有区第1195号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分37秒 東経 130度12分57秒 点イ 北緯 33度07分14秒 東経 130度12分59秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分49秒 点エ 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分46秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (9) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (2) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1195号
有区第1203号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国営千拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分03秒 東経 130度12分39秒 点イ 北緯 33度07分42秒 東経 130度12分42秒 点ウ 北緯 33度07分41秒 東経 130度12分35秒 点エ 北緯 33度08分02秒 東経 130度12分32秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(7) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (9) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (2) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1203号

別表第1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1204号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国宮干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分36秒 東経 130度12分43秒 点イ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分46秒 点ウ 北緯 33度07分13秒 東経 130度12分39秒 点エ 北緯 33度07分35秒 東経 130度12分36秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1204号
有区第1213号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国宮干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度07分34秒 東経 130度12分16秒 点イ 北緯 33度06分44秒 東経 130度12分41秒 点ウ 北緯 33度06分36秒 東経 130度12分19秒 点エ 北緯 33度07分26秒 東経 130度11分55秒	杵島郡白石町大字築切、遠江、福吉字福吉、福田字福田南及び横手字只江及び新拓	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,740柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1213号
有区第1234号	のり養殖業 二枚貝養殖業	国宮干拓有明工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度06分31秒 東経 130度10分24秒 点イ 北緯 33度06分11秒 東経 130度11分09秒 点ウ 北緯 33度06分06秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度06分23秒 東経 130度10分19秒	杵島郡白石町大字深浦	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1234号
有区第1246号	のり養殖業 二枚貝養殖業	塩田川と浜川の中間洲	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分17秒 東経 130度10分41秒 点イ 北緯 33度04分46秒 東経 130度11分32秒 点ウ 北緯 33度04分28秒 東経 130度11分14秒 点エ 北緯 33度05分04秒 東経 130度10分27秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,713柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1246号
有区第1249号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分03秒 東経 130度10分25秒 点イ 北緯 33度04分27秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度04分11秒 東経 130度10分55秒 点エ 北緯 33度04分48秒 東経 130度10分10秒	鹿島市浜町	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) 施設柵数は、3,700柵以下でなければならない。 (エ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1249号
有区第1250号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分28秒 東経 130度09分13秒 点イ 北緯 33度05分04秒 東経 130度09分42秒 点ウ 北緯 33度04分53秒 東経 130度09分30秒 点エ 北緯 33度05分06秒 東経 130度09分14秒 点オ 北緯 33度05分07秒 東経 130度09分16秒 点カ 北緯 33度05分12秒 東経 130度09分11秒 点キ 北緯 33度05分15秒 東経 130度09分14秒 点ク 北緯 33度05分18秒 東経 130度09分09秒 点ケ 北緯 33度05分20秒 東経 130度09分11秒 点コ 北緯 33度05分23秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,530柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1250号
有区第1251号	のり養殖業 二枚貝養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度05分02秒 東経 130度09分45秒 点イ 北緯 33度04分45秒 東経 130度10分07秒 点ウ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分55秒 点エ 北緯 33度04分51秒 東経 130度09分33秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ア) のり養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 二枚貝養殖の方法は、垂下式養殖とする。 (ウ) のり養殖の施設柵数は、1,300柵以下でなければならない。 (エ) のり養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (オ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1251号
有区第1252号	のり養殖業	浜川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分41秒 東経 130度10分11秒 点イ 北緯 33度04分20秒 東経 130度10分37秒 点ウ 北緯 33度04分10秒 東経 130度10分25秒 点エ 北緯 33度04分30秒 東経 130度09分59秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ウ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1252号

別表第1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1254号	のり養殖業	浜川尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分45秒 東経 130度11分05秒 点イ 北緯 33度03分40秒 東経 130度11分12秒 点ウ 北緯 33度03分35秒 東経 130度11分08秒 点エ 北緯 33度03分41秒 東経 130度11分01秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、240柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1254号
有区第1255号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分50秒 東経 130度09分32秒 点イ 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点ウ 北緯 33度04分21秒 東経 130度09分41秒 点エ 北緯 33度04分33秒 東経 130度09分26秒 点オ 北緯 33度04分34秒 東経 130度09分27秒 点カ 北緯 33度04分37秒 東経 130度09分25秒 点キ 北緯 33度04分40秒 東経 130度09分28秒 点ク 北緯 33度04分43秒 東経 130度09分24秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,050柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1255号
有区第1256号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分32秒 東経 130度09分53秒 点イ 北緯 33度04分08秒 東経 130度10分23秒 点ウ 北緯 33度03分57秒 東経 130度10分11秒 点エ 北緯 33度04分17秒 東経 130度09分45秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,820柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1256号
有区第1258号	のり養殖業	箱崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度03分39秒 東経 130度10分59秒 点イ 北緯 33度03分31秒 東経 130度11分10秒 点ウ 北緯 33度03分20秒 東経 130度10分58秒 点エ 北緯 33度03分28秒 東経 130度10分47秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、800柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1258号
有区第1259号	のり養殖業	七浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度04分14秒 東経 130度09分46秒 点イ 北緯 33度03分56秒 東経 130度10分09秒 点ウ 北緯 33度03分46秒 東経 130度09分59秒 点エ 北緯 33度04分05秒 東経 130度09分35秒	鹿島市大字音成及び飯田	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 施設柵数は、1,220柵以下でなければならない。 (ロ) 養殖小間の一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (エ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	旧有区第1259号

区 画 漁 業 権  
( そ の 2 )

## 5 区画漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
  - イ 漁業の名称 かきひび建て養殖業
  - ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
  - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
  - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表第2のとおり
- (3) 制限又は条件 別表第2のとおり
- (4) 免許予定日 令和6年9月1日
- (5) 申請期間 令和6年6月17日から令和6年7月16日まで
- (6) 関係地区 別表第2のとおり

### 備考

存続期間 令和6年9月1日から令和10年8月31日まで



別表第2

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
有区第2015号	かきひび建て養殖業	本庄川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分17秒 点イ 北緯 33度10分55秒 東経 130度14分22秒 点ウ 北緯 33度10分49秒 東経 130度14分21秒 点エ 北緯 33度10分50秒 東経 130度14分16秒	佐賀市久保田町	団体漁業権	新規漁業権